

# Ⅲ 投資信託の取扱いが今期初適用 時価算定会計基準の 会計処理・開示ポイント

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士 遠藤 和人

## 【この章のエッセンス】

- 市場価格のない株式等の範囲に注意。非公開会社が発行する新株予約権等はこれに含まれない。
- 投資信託については、「基準価額を時価とするもの」と「基準価額を時価とみなすもの」の違いに注意。解約等に関する重要な制限の有無により取扱いが異なる。

## はじめに

企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、2019年7月4日に企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」(以下、「時価算定会計基準」という)および企業会計基準適用指針31号「時価の算定に

関する会計基準の適用指針」(以下、「2019年適用指針」という)を公表した。また、その後2021年6月17日に、改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「改正適用指針」という)を公表し、2019年適用指針において経過措置として定められていた投資信託の時価の算定および貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記について、その取扱いを明確にした。

本章では、12月決算会社を念頭に、強制適用2年目を迎える時価算定会計基準の適用上の留意点および初めての強制適用となる改正適用指針のうち投資信託の取扱いについて、これまでの実務を踏まえた留意点を含めて解説を行う。なお、文中の意見

に関する部分は執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

## 時価算定会計基準の概要

### (1) 時価の定義

時価算定会計基準において時価とは、「算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。」とされている(時価算定会計基準5項)。

したがって、時価は直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定

日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格であり、入口価格(交換取引において資産を取得するために支払った価格または負債を引き受けるために受け取った価格)ではないことが明確化されている(時価算定会計基準31項②)。

### (2) 時価の算定方法

時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることが求められるが、評価技法を用いるにあたっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にしなければならない(時価算定会計基準8項)。

### (3) 「時価を把握することが極めて困難な有価証券等」と「市場価格のない株式等」の関係

時価算定会計基準適用前の企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という)では、「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」の定めがあり、その貸借対照表価額は、社債その他の債券については債権の貸借対照表価額に準ずるものとし、